

旭川医科大学化学物質安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学化学物質安全管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学化学物質安全管理規程（平成24年旭医大達第21号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(定義) 第2条 この規程において「化学物質」とは、別表1に掲げるものをいう。	(定義) 第2条 この規程において「化学物質」とは、別表1に掲げるものをいう。
2 この規程において「環境安全管理」とは、環境汚染の発生を防止し、本学の職員及び学生（以下「職員等」という。）の教育研究環境の安全を確保することを目的として、有害物質を適正に管理するために必要な措置を講ずることをいう。	2 この規程において「環境安全管理」とは、環境汚染の発生を防止し、本学の職員及び学生（以下「職員等」という。）の教育研究環境の安全を確保することを目的として、有害物質を適正に管理するために必要な措置を講ずることをいう。
3 この規程において「化学物質取扱者」とは、次項に規定する化学物質管理区域において教育研究上又は職務上化学物質を使用する者として第6条に規定する化学物質管理責任者が指定したものをいう。	3 この規程において「化学物質取扱者」とは、次項に規定する化学物質管理区域において教育研究上又は職務上化学物質を使用する者として第5条に規定する化学物質管理責任者が指定したものをいう。
4 この規程において「化学物質管理区域」とは、化学物質を使用した実験等の実施又はその保管に必要な室及び保管庫等をいう。	4 この規程において「化学物質管理区域」とは、化学物質を使用した実験等の実施又はその保管に必要な室及び保管庫等をいう。
5 この規程において「リスクアセスメント」とは、化学物質の放出、	5 この規程において「リスクアセスメント」とは、化学物質の放出、

事故時の爆発，火災等による化学物質の漏洩等に関する情報を入手して，当該化学物質の有害性・危険性の種類及び程度（以下「有害性等」という。），当該化学物質による暴露の程度に応じて生ずるおそれがある健康障害の可能性及びその程度を評価し，化学物質による災害を未然に防ぐために用いられる一連の手法をいう。

- 6 この規程において「作業環境管理」とは，作業環境における化学物質によって生じる健康障害について防止対策を講ずること及び当該防止対策の有効性について定期的に又は必要に応じて見直しを行い，必要がある場合は当該防止対策の改善を行うことをいう。
- 7 この規程において「設備」とは，労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）第15条第1項第5号に規定するものをいう。
- 8 この規程において「化学的有害廃棄物」とは，教育研究活動に伴い化学物質の使用により廃棄又は排出される環境汚染のおそれがある物質をいう。
- 9 この規程において，「講座等」とは，別表2中，部局名の項の医学部及び病院の欄に掲げる部署をいう。

（略）

（化学物質を取り扱う職員等の責務）

第4条 化学物質を取り扱う職員等は，関係法令等及びこの規程を遵守し，第6条第1項に規定する化学物質管理責任者の指揮監督のもとに，化学物質について適正な管理を行わなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第5条 大学における化学物質に起因する事故や健康障害の発生を未然に防ぐべく統括管理するため，化学物質管理者を置く。（新設）

2 化学物質管理者は，化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者のうちから，学長が選任する教員をもって充てる。

（新設）

3 化学物質管理者は，第9条第1項に規定する保護具着用管理責任者

事故時の爆発，火災等による化学物質の漏洩等に関する情報を入手して，当該化学物質の有害性・危険性の種類及び程度（以下「有害性等」という。），当該化学物質による暴露の程度に応じて生ずるおそれがある健康障害の可能性及びその程度を評価し，化学物質による災害を未然に防ぐために用いられる一連の手法をいう。

- 6 この規程において「作業環境管理」とは，作業環境における化学物質によって生じる健康障害について防止対策を講ずること及び当該防止対策の有効性について定期的に又は必要に応じて見直しを行い，必要がある場合は当該防止対策の改善を行うことをいう。
- 7 この規程において「設備」とは，労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）第15条第1項第5号に規定するものをいう。
- 8 この規程において「化学的有害廃棄物」とは，教育研究活動に伴い化学物質の使用により廃棄又は排出される環境汚染のおそれがある物質をいう。
- 9 この規程において，「講座等」とは，別表2中，部局名の項の医学部及び病院の欄に掲げる部署をいう。

（略）

（化学物質を取り扱う職員等の責務）

第4条 化学物質を取り扱う職員等は，関係法令等及びこの規程を遵守し，第5条第1項に規定する管理責任者の指揮監督のもとに，化学物質について適正な管理を行わなければならない。

及び第6条第1項に規定する化学物質管理責任者を指揮するとともに、化学物質管理責任者及び化学物質取扱者が行う次に掲げる事項を管理する。(新設)

(1) ラベル・安全データシート(SDS)等の確認(新設)

(2) 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理(新設)

(3) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択及び実施の管理(新設)

(4) 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存(新設)

(5) 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知及び教育(新設)

(6) ラベル・安全データシート(SDS)の作成(新設)

(7) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応(新設)

(化学物質管理責任者)

第6条 化学物質の適正な管理を行うために、別表2のとおり化学物質管理責任者を置く。

2 化学物質管理責任者は、化学物質管理者の指示のもと、関係法令等及びこの規程を遵守し、講座等における化学物質管理業務について指揮監督を行うとともに、化学物質を使用する実験室、研究室等における安全管理体制の整備に努め、講座等において使用する化学物質の管理を総括するものとする。

3 化学物質管理責任者は、化学物質の盗難及び紛失並びに保管庫等の倒壊等の事故防止に努め、将来使用する見込みのない化学物質については、他の化学物質管理責任者への移管、廃棄処分等の適切な措置を講じなければならない。

4 化学物質管理責任者は、化学物質の取扱いによる健康障害防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質保管責任者)

第7条 化学物質を適正に保管・管理するために、講座等ごとに化学物質保管責任者を置く。

(化学物質管理責任者)

第5条 化学物質の適正な管理を行うために、別表2のとおり化学物質管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、関係法令等及びこの規程を遵守し、講座等における化学物質管理業務について指揮監督を行うとともに、化学物質を使用する実験室、研究室等における安全管理体制の整備に努め、講座等において使用する化学物質の管理を総括するものとする。

3 管理責任者は、化学物質の盗難及び紛失並びに保管庫等の倒壊等の事故防止に努め、将来使用する見込みのない化学物質については、他の管理責任者への移管、廃棄処分等の適切な措置を講じなければならない。

4 管理責任者は、化学物質の取扱いによる健康障害防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質保管責任者)

第6条 化学物質を適正に保管・管理するために、講座等ごとに化学物質保管責任者(以下「保管責任者」という。)を置く。

2 化学物質保管責任者は、化学物質を取り扱う者の中から化学物質管理責任者が指名し、化学物質保管責任者指名報告書（別記様式1）により化学物質管理者に報告する。なお、化学物質保管責任者を変更する場合も同様とする。

3 化学物質保管責任者は、化学物質の取扱いの実情に応じ、化学物質管理責任者が兼ねることができる。

4 化学物質保管責任者は、関係法令等及びこの規程を遵守し、化学物質を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。

5 化学物質保管責任者は、化学物質を保管する場合には、関係法令等で定められた方法により保管及び取り扱いを行わなければならない。

6 化学物質保管責任者は、化学物質の混合又は混蝕による発熱・発火・爆発又は有害な気体の発生を防ぐため、保管庫等を別にするなど、保管及び配置について配慮しなければならない。

（化学物質の管理）

第8条 化学物質保管責任者は、化学物質受払簿（別記様式2）により在庫の管理を行うものとする。

2 化学物質保管責任者は、化学物質の在庫管理状況を定期的に化学物質管理責任者に報告するものとする。

3 化学物質の取扱い及び管理並びに化学物質の取扱いによる健康障害の防止に関し必要な事項は、旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

（保護具着用管理責任者）

第9条 保護具等の適正な管理を行うために、保護具着用管理責任者を置く。（新設）

2 保護具着用管理責任者は、保護具について一定の経験及び知識を有する者のうちから、学長が選任する教員をもって充てる。（新設）

2 保管責任者は、化学物質を取り扱う者の中から管理責任者が指名し、化学物質保管責任者指名報告書（別記様式1）により学長に報告する。なお、保管責任者を変更する場合も同様とする。

3 保管責任者は、化学物質の取扱いの実情に応じ、管理責任者が兼ねることができる。

4 保管責任者は、関係法令等及びこの規程を遵守し、化学物質を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。

5 保管責任者は、化学物質を保管する場合には、関係法令等で定められた方法により保管及び取り扱いを行わなければならない。

6 保管責任者は、化学物質の混合又は混蝕による発熱・発火・爆発又は有害な気体の発生を防ぐため、保管庫等を別にするなど、保管及び配置について配慮しなければならない。

（化学物質の管理）

第7条 保管責任者は、化学物質受払簿（別記様式2）により在庫の管理を行うものとする。

2 保管責任者は、化学物質の在庫管理状況を定期的に管理責任者に報告するものとする。

3 化学物質の取扱い及び管理並びに化学物質の取扱いによる健康障害の防止に関し必要な事項は、旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

3 保護具着用管理責任者は、有効な保護具の選択及び労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を行う。（新設）

4 保護具着用管理責任者は化学物質の取扱いの実情に応じ、化学物質管理者が兼ねることができる。（新設）

（改善命令等）

第10条 学長は、化学物質による環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、化学物質管理責任者に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずるものとする。

2 化学物質管理責任者は、前項に基づく改善措置を命ぜられたときは、化学物質保管責任者とともに当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。

3 化学物質管理責任者は、前項に基づく改善措置を講じた結果、環境安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれがなくなったときは、学長に報告しなければならない。

（有害性等の特定及びリスクアセスメントの実施）

第11条 化学物質管理責任者は、講座等において取り扱う化学物質について、有害性等の特定及びリスクアセスメントを実施しなければならない。

2 化学物質管理責任者は、前項のリスクアセスメントの実施に際して、委員会に指導及び助言を求めることができる。

3～5（略）

（事故等の措置）

第12条 化学物質取扱者は、化学物質の飛散、漏洩等により環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに化学物質管理責任者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質の盗難又は紛失等があったときは、

（改善命令等）

第8条 学長は、化学物質による環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、管理責任者に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずるものとする。

2 管理責任者は、前項に基づく改善措置を命ぜられたときは、保管責任者とともに当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。

3 管理責任者は、前項に基づく改善措置を講じた結果、環境安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれがなくなったときは、学長に報告しなければならない。

（有害性等の特定及びリスクアセスメントの実施）

第9条 管理責任者は、講座等において取り扱う化学物質について、有害性等の特定及びリスクアセスメントを実施しなければならない。

2 管理責任者は、前項のリスクアセスメントの実施に際して、委員会に指導及び助言を求めることができる。

3～5（略）

（事故等の措置）

第10条 化学物質取扱者は、化学物質の飛散、漏洩等により環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに管理責任者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質の盗難又は紛失等があったときは、

直ちに化学物質管理責任者に報告しなければならない。

3 前2項の場合において化学物質管理責任者は、直ちに学長に報告しなければならない。

4 (略)

(点検)

第13条 化学物質管理責任者は化学物質の使用及び管理状況について、定期的に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

2 化学物質管理責任者は化学物質を取り扱う施設及び設備の損傷又は腐食等による化学物質の漏洩が発生したときは、直ちに点検を実施し、当該施設等の補修その他必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、化学物質管理責任者は点検の結果を委員会に報告しなければならない。

4 (略)

(廃棄)

第14条 化学的有害廃棄物の処理は、原則として委員会を通じて行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、化学物質管理責任者は委員会の指導及び助言を得て、適切な方法により処理することができる。

2 委員会は、化学的有害廃棄物の処理について、必要に応じて化学物質管理責任者に指導及び助言を行うことができる。

第15条 (略)

(安全教育)

第16条 化学物質管理責任者は化学物質保管責任者、化学物質取扱者、職員等に対して化学物質を適正かつ安全に取り扱うため講習等の教育及び訓練を実施するものとする。

第17条～第19条 (略)

直ちに管理責任者に報告しなければならない。

3 前2項の場合において管理責任者は、直ちに学長に報告しなければならない。

4 (略)

(点検)

第11条 管理責任者は化学物質の使用及び管理状況について、定期的に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は化学物質を取り扱う施設及び設備の損傷又は腐食等による化学物質の漏洩が発生したときは、直ちに点検を実施し、当該施設等の補修その他必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、管理責任者は点検の結果を委員会に報告しなければならない。

4 (略)

(廃棄)

第12条 化学的有害廃棄物の処理は、原則として委員会を通じて行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、管理責任者は委員会の指導及び助言を得て、適切な方法により処理することができる。

2 委員会は、化学的有害廃棄物の処理について、必要に応じて管理責任者に指導及び助言を行うことができる。

第13条 (略)

(安全教育)

第14条 管理責任者は保管責任者、化学物質取扱者、職員等に対して化学物質を適正かつ安全に取り扱うため講習等の教育及び訓練を実施するものとする。

第15条～第17条 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項関係）（略）

別表2（第5条第1項関係）（略）

【改正理由】

労働安全衛生法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

別表1（第2条第1項関係）（略）

別表2（第5条第1項関係）（略）